



平成 27 年 7 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 ウェザーニューズ  
代表者名 代表取締役社長 草 開 千 仁  
(コード番号 4825 東証第一部)  
問合せ先 SR コーナー(広報・IR)リーダー 高橋 亮平  
(TEL : 043 - 274 - 5536)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 8 月 8 日開催予定の第 29 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、基幹放送事業者として認定を受けており、「“いざ” という時、人の役に立ちたい」という創業時からの想いに通ずる事業として、緊急時にいち早く情報を伝えることで災害の防止、被害の軽減に資する放送事業を行っております。今後とも当該認定の適格要件を満たし、継続的に放送事業を行うため、外国人等の取得した株式の取扱いにつき、放送法第 116 条の規定に基づく当社の対応を明確化するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役等を除く取締役及びすべての監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、この法改正の趣旨及び内容を踏まえ、責任限定契約に関する当社定款の一部を変更するものです(現行定款第 30 条及び第 41 条)。なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

現行定款及び変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>【株式取扱規程】</b> 第 1 2 条 ( 新 設 )	<b>【株式の取扱いに関する規程】</b> 第 1 2 条 当社は、次の各号に掲げる者(以下「外国人等」という。)のうち、第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合と、これらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、当会社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。 <u>(1) 日本の国籍を有しない人</u> <u>(2) 外国政府またはその代表者</u> <u>(3) 外国の法人または団体</u> <u>(4) 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>当会社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会にて定める株式取扱規程による。</p>	<p>2. 当会社は、法令の定めに従い、前項各号に掲げる者が有する株式について、株主名簿への記載もしくは記録の制限または議決権の制限を行うことができるものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p><b>【取締役の責任免除】</b></p> <p>第30条</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役(取締役であった者を含む。)の責任を免除することができる。</p> <p>当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、法令の定める限度まで、<u>社外取締役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p><b>【取締役の責任免除】</b></p> <p>第30条</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役(取締役であった者を含む。)の責任を免除することができる。</p> <p>当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、法令の定める限度まで、<u>当該取締役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p><b>【監査役の責任免除】</b></p> <p>第41条</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を免除することができる。</p> <p>当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、法令の定める限度まで、<u>社外監査役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p><b>【監査役の責任免除】</b></p> <p>第41条</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を免除することができる。</p> <p>当会社は、<u>監査役</u>との間で、法令の定める限度まで、<u>当該監査役</u>の責任を限定する契約を締結することができる。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 8 月 8 日 (土曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 8 月 8 日 (土曜日)

以上